

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県災害対策本部条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成24年 8 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県災害対策本部条例の一部を改正する条例

鳥取県災害対策本部条例（昭和37年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第8項</u> の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を	(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第7項</u> の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を

定めることを目的とする。

定めることを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。